

【中国】CNIPA、XML形式による電子特許出願の利用促進に関する通知

国家知識産権局（CNIPA）は、2025年10月1日以降に出願日を有する特許出願で、優先審査、早期審査、特許審査ハイウェイ（PPH）、遅延審査、または集中審査を請求する場合は、XML形式で電子出願しなければならない旨を公表しました。

また、2026年には、CNIPAのシステムが段階的にアップグレードされ、XML形式で提出された電子特許出願のみを受け付けるようになる予定です。これには、PCT国際出願であって、中国に国内移行する特許出願が含まれます。